

河津町高校生通学定期代金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 高校生が通学に利用する伊豆急行線の通学定期券購入に要する費用の一部若しくは購入に相当する額の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに通学の利便性の向上を図ることを目的とし、その交付に関しては、河津町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和34年河津町規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生 河津町内に住所を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（定時制を含む。）、特別支援学校高等部若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校に就学している者をいう。ただし、休学等定期的な通学実態がない場合は、本補助金の対象外とする。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、高校生を現に監護する者をいう。
- (3) 通学定期券 伊豆急行（株）が発行する「伊豆急行線」の学期通学定期で、高校生の居住地から学校までの経路で、合理的かつ経済的な経路に係るものをいう。
- (4) 通学費 前号に規定する通学定期券の購入費用に相当する額をいう。
- (5) 補助対象経費 高校生が通学する学校の通学定期券購入費用若しくは購入費用に相当する額。ただし、伊豆急行線区間を越える地域へ通学している者については、伊東駅までを上限とする。また、通学区間に町のバス通学定期乗車券の助成を受けている区間が重複する場合は、重複区間の補助は受けられない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、高校生の保護者とする。ただし、高校生が成年である場合には、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生業扶助を受けている者は補助対象者となることはできない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、第2条第1号に定める高等学校等へ入学後3ヵ年を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、河津町高校生通学定期代金補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 在学を証明する書類(在学証明書等)

(2) その他町長が必要と認めるもの

2 補助金の申請期間は、高校生が就学した年度の3月1日から3月31日までとする。(申請期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日とする。)

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付を決定するものとする。

2 申請者は、前条の規定による申請を行ったときは、当該申請に係る居住実態調査に同意するものとみなす。

3 町長は、補助金の交付を決定したときは、河津町高校生通学定期代金補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、河津町高校生通学定期代金補助金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合は、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消し、既に支払われているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助の決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。